

茨城県報

号外第41号

昭和56年3月19日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 则

(公 安 委 員 会)

●茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則.....	1
●派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の 一部を改正する規則.....	3
●茨城県道路並通法施行細則の一部を改正する規則.....	6

告 示

(茨城県大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(7件)	7
------------------------------------	---

規 则

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第3号

茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和56年3月19日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則

(茨城県警察組織規則の一部改正)

第1条 茨城県警察組織規則(昭和46年茨城県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「(第3条—第25条の2)」を「(第3条—第25条の3)」に、「(第25条の3—第25条
の6)」を「(第25条の4—第25条の7)」に改める。

第3条中「交通機動隊」を「高速道路交通警察隊」に改める。

第5条を第5条の2とし、第4条の次に次の1条を加える。

(参事官)

第5条 本部長は、部に必要により参事官を置くことができる。

2 参事官は、上記の命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に関する事務を総括整理する。

第9条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県議会および他の関係機関との連絡に関すること。

第25条の6を第25条の7とし、第25条の3から第25条の5までを1条ずつ繰り下げ、第25条の2の次に次の1条を加える。

(高速道路交通警察隊)

第25条の3 高速道路交通警察隊は、筑波郡谷和原村大字筒戸字諏訪1606番地に置く。

2 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 高速自動車国道における交通の指導および取締りに関すること。

(2) 高速自動車高道における交通事故・事件の捜査および処理に関すること。

(3) 高速自動車国道における交通の規制に関する事務（交通規制課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 高速自動車国道における犯罪捜査の初動措置その他警察業務に関する事務。

第31条の4及び第31条の5を削る。

第32条中「、第31条の2および第31条の4」を「および第31条の2」に改める。

(茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和41年茨城県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「交通機動隊長」の次に、「、高速道路交通警察隊長」を加える。

(茨城県警察国有物品管理規則の一部改正)

第3条 茨城県警察国有物品管理規則（昭和39年茨城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改める。

同条第2項中「及び交通機動隊長」を「、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長」に改める。

別表第1 様式その1中

「	交	通	機	動	隊	」	を	「	交	通	機	動	隊	高速	道路	交通	警察	隊	」
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	---

に改める。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

茨城県公安委員会規則第4号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和56年3月19日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に

関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 警察官幹部派出所名称、位置及び所轄区域の部日立警察署の款中

久慈警察官幹部派出所	日立市久慈町	日立市大みか町五丁目、久慈町、久慈町一、二、三、四丁目、留町、南高野町、茂宮町、石名坂町、大和田町、下土木内町、神田町	を
久慈警察官幹部派出所	日立市久慈町 一 丁 目	日立市大みか町五、六(16, 17, 18, 19, 20番を除く。)丁目、久慈町一、二、三、四、五、六丁目、留町、茂宮町、石名坂町、大和田町、下土木内町、神田町、久慈町、南高野町	に
日高警察官幹部派出所	日立市 小木津町	日立市小木津町、田尻町、日高町一、二、三、四、五丁目、川尻町、川尻町一、二、三、四、五丁目、砂沢町、折笠町、滑川本町一、二、三、四、五丁目、滑川町の一部(公園口警察官派出所所管区を除く。)	

改める。

別表第2 (1) 警察官派出所名称、位置、所管区の部水戸警察署の款中

水戸駅前警察官派出所	水戸市宮町一 丁目1番1号	水戸市梅香一、二丁目、備前町、南町一、二、三丁目、大町一、二、三丁目、北見町、宮町一、二、三丁目、三の丸一、二、三丁目、柵町一、二、三丁目、桜川一、二丁目、中央一、二丁目、城南一丁目、白梅一丁目、水府町、千波町(舟付、払沢、福沢、南台)、元吉田町(西組)、青柳町、柳河町、根本一丁目	を
東台警察官派出所	水戸市東台一 丁目5番36号	水戸市東台一、二丁目、東桜川、浜田一、二丁目、若宮一、二丁目、城南二、三丁目、白梅二、三、四丁目、柳町一、二丁目、本町一、二、三丁目、城東一、二、三、四、五丁目、朝日町、宮内町、藤柄町、元吉田町(大鋸町、御手洗尻、薬王瀬、馬場、東組、同心町、一本松)、元台町、紺屋町、瓦谷、浜田町、若宮町、吉沼町、渋井町、東大野、中大野、西大野、坪大野	

水戸駅前警察官派出所	水戸市宮町一丁目1番1号	水戸市梅香一,二丁目,備前町,南町一,二,三丁目,大町一,二,三丁目,北見町,宮町一,二,三丁目,三の丸一,二,三丁目,水府町,千波町(南台),青柳町,柳河町,根本一丁目
東台警察官派出所	水戸市東台一丁目5番36号	水戸市東台一,二丁目,東桜川,浜田一,二丁目,若宮一,二丁目,柳町二丁目,本町二,三丁目,城東一,二,三,四,五丁目,朝日町,瓦谷,浜田町,若宮町,吉沼町,渋井町,東大野,中大野,西大野,坪大野

に,

を

赤塚町警察官派出所	水戸市大塚町1825の2	水戸市赤塚一,二丁目,河和田一,二,三丁目,姫子一丁目(見和警察官駐在所を除く。),姫子二丁目(見和警察官駐在所,河和田警察官駐在所を除く。),双葉台一,二,三,四,五丁目,大塚町,飯富町,金谷町,中丸町,加倉井町,開江町,全限町,谷津町,木葉下町
-----------	--------------	--

に

赤塚町警察官派出所	水戸市大塚町1825の2	水戸市赤塚一,二丁目,河和田一,二,三丁目,姫子一(見和警察官駐在所を除く。),二(見和警察官駐在所,河和田警察官駐在所を除く。)丁目,双葉台一,二,三,四,五丁目,大塚町,飯島町,金谷町,中丸町,加倉井町,開江町,全限町,谷津町,木葉下町
城南警察官派出所	水戸市城南一丁目3番10号	水戸市城南一,二,三丁目,柵町一,二,三丁目,桜川一,二丁目,中央一,二丁目,白梅一,二,三,四丁目,柳町一丁目,本町一丁目,千波町(舟付,払沢,福沢),元吉田町(西組,大鋸町,御手洗尻,葵王院,馬場,東組,同心町,一本松,荒屋,一里塚東,一里塚西),宮内町,藤柄町,元台町,紺屋町

を

改める。

同表同部日立警察署の款中

大みか警察官派出所	日立市大みか町二丁目23番12号	大みか町一,二,三,四丁目,水木町,水木町一,二丁目,森山町,森山町一,二,三,四,五丁目,大沼町,大沼町一,二,三丁目,東大沼町一,二,三,四丁目,金沢町(根道ヶ丘団地)
-----------	------------------	--

大みか警察官 派 出 所	日立市大みか 町二丁目23番 12号	日立市大みか町一, 二, 三, 四, 六(16, 17, 18, 19, 20番を除く。) 丁目, 水木町一, 二丁目, 森山町, 森 山町一, 二, 三, 四, 五丁目, 大沼町, 大沼町一, 二, 三丁目, 東大沼町一, 二, 三, 四丁目
-----------------	--------------------------	---

改める。

同表同部土浦警察署の款中

真鍋町警察官 派 出 所	土浦市真鍋三 丁目11番20号	土浦市常名, 並木一, 二, 三, 四丁目, 都和一, 二, 三丁目, 真鍋, 殿里, 木田余, 中貫, 小山崎, 今泉, 東真鍋町, 西真鍋町, 真鍋新町, 真鍋一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 立田町, 城北町, 中央二丁目
-----------------	--------------------	--

真鍋町警察官 派 出 所	土浦市真鍋三 丁目11番20号	土浦市常名, 並木一, 二, 三, 四丁目, 都和一, 二, 三丁目, 真鍋, 殿里, 木田余, 中貫, 小山崎, 今泉, 東真鍋町, 西真鍋町, 真鍋新町, 真鍋一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 立田町, 城北町, 中央二丁目, 湖北一, 二丁目
-----------------	--------------------	---

改める。

同表 (2) 警察官駐在所名称, 位置, 所管区の部水戸警察署の款中

吉沢警察官 駐 在 所	水戸市吉沢町	水戸市東野町(西谷津を除く。), 米沢町, 吉沢町, 元吉田町(大鋸町, 御手洗尻, 薬王院, 馬場, 東組, 西組, 同心町, 一本松, 古宿を除く。), 酒門町(大 和田,) 住吉町(市道大和田線西側)
----------------	--------	---

吉沢警察官 駐 在 所	水戸市吉沢町	水戸市東野町(西谷津を除く。), 米沢町, 吉沢町, 元吉田町(大鋸町, 御手洗尻, 薬王院, 馬場, 東組, 西組, 同心町, 一本松, 古宿, 一里塚東, 荒谷, 一里 塚西を除く。), 酒門町(大和田), 住吉町(市道大 和田線西側)
----------------	--------	--

改める。

同表同部日立警察署の款中

豊浦警察官 駐 在 所	日立市川尻町	日立市川尻町, 川尻町一, 二, 三, 四, 五丁目, 砂沢 町, 折笠町
日高警察官 駐 在 所	日 立 市 小 木 津 町	日立市小木津町, 田尻町, 日高町一, 二, 三, 四, 五 丁目

豊浦警察官駐在所	日立市川尻町	日立市川尻町、川尻町一、二、三、四、五丁目、砂沢町、折笠町	に、
----------	--------	-------------------------------	----

坂本警察官駐在所	日立市石名坂町	日立市石名坂町、南高野町(南高野団地)、大和田町(3347番地)、久慈町(立野)	を
----------	---------	--	---

坂本警察官駐在所	日立市石名坂町	日立市石名坂町、大和田町(3347番地)、南高野町、久慈町(立野)	に
----------	---------	-----------------------------------	---

改める。

同表 (4) 警察官幹部派出所所在地名称及び所管区の部中

日立警察署久慈警察官幹部派出所所在地	日立市久慈町(立野を除く。)、久慈町一、二、三、四丁目、大みか五丁目、南高野町(南高野団地を除く。)、留町(常磐線東側)	を
--------------------	--	---

日立警察署久慈警察官幹部派出所所在地	日立市久慈町一、二、三、四、五、六丁目、大みか町五、六(16, 17, 18, 19, 20番)丁目、久慈町(立野を除く。)、留町(常磐線東側)	に
日立警察署日高警察官幹部派出所所在地	日立市小木津町、田尻町、日高町一、二、三、四、五丁目	

改める。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

茨城県公安委員会規則第5号

茨城県道路交通法施行細則(昭和53年茨城県公安委員会規則第11号)の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和56年3月19日

茨城県公安委員会委員長 関 正夫

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則(昭和53年茨城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(高速自動車国道における権限)

第3条の2 法第114条の3の規定により署長の権限に属する事務のうち高速自動車国道に係るものは、茨城県警察本部交通部高速道路交通警察隊長が行うものとする。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

告 示

(茨城県大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第17号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商工指導課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和56年3月19日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 白 沢 正 二

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 三 陽

2 届出者の住所

勝田市中央町4の5

3 大二種大規模小売店舗の名称及び所在地

D S サンヨー

勝田市中央町4の5

4 開 店 日 昭和56年7月31日

5 店 舗 面 積 476m²

6 閉 店 時 刻 午後7時30分(但し年間10日間に限り午後8時)

7 休 業 日 数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

食料品、雑貨

1 届出者の氏名又は名称

朝日製菓株式会社

2 届出者の住所

水戸市堀町951

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

D S サンヨー

勝田市中央町4の5

4 開 店 日 昭和56年7月31日

5 店 舗 面 積 30m²

6 閉 店 時 刻 午後7時30分(但し年間10日に限り午後8時)

7 休 業 日 数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

和菓子, 洋菓子, パン

1 届出者の氏名又は名称

菊地甚一郎

2 届出者の住所 勝田市中根3337の28

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

D S サンヨー

勝田市中央町4の5

4 開 店 日 昭和56年7月31日

5 店 舗 面 積 10m²

6 閉 店 時 刻 午後7時30分(但し年間10日間に限り午後8時)

7 休 業 日 数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

すし, にぎり, 総菜, サラダ類

1 届出者の氏名又は名称

広川 勇

2 届出者の住所 勝田市高場1179の1

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

D S サンヨー

勝田市中央町4の5

4 開 店 日 昭和56年7月31日

5 店 舗 面 積 8m²

6 閉 店 時 刻 午後7時30分(但し年間10日間に限り午後8時)

7 休 業 日 数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

生花, 鉢物

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社 グレイス
2 届出者の住所 東京都墨田区亀沢2丁目14の7
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
D S サンヨー¹
勝田市中央町4の5
4 開店日 昭和56年7月31日
5 店舗面積 23m²
6 閉店時刻 午後7時30分(但し年間10日間に限り午後8時)
7 休業日数 年間28日
8 主として販売する物品の種類
ぬいぐるみ、子供用品
-

- 1 届出者の氏名又は名称
有限会社 岩崎薬局
2 届出者の住所 水戸市泉町1丁目3番18号
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
D S サンヨー²
勝田市中央町4の5
4 開店日 昭和56年7月31日
5 店舗面積 18m²
6 閉店時刻 午後7時30分(但し年間10日間に限り午後8時)
7 休業日数 年間28日
8 主として販売する物品の種類
医薬品、ベビー用品
-

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社 ミハシ
2 届出者の住所 東京都中央区銀座6丁目7番4号
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
D S サンヨー³
勝田市中央町4の5
4 開店日 昭和56年7月31日
5 店舗面積 727m²
6 閉店時刻 午後7時30分(但し年間10日間に限り午後8時)

7 休業日数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

家庭雑貨類、文化用品、インテリヤ用品、下着用品、繊維品

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所